

児童福祉法の改正に伴う区の対応について（案）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年6月7日公布。以下「改正法」という。）により児童福祉法の一部が改正された。このことに伴う区の対応は、以下のとおりとする。

1 児童福祉法改正の趣旨及び内容（改正法第9条。参考資料1を参照）

- 児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、区市町村は、放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ」という。）の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとなっている。
- これまで、区市町村が上記の条例を定めるに当たっては、学童クラブに従事する者及びその人数は、厚生労働省令に従い定めるものとし、その他の事項については、同省令を参酌するものとされている。
- 今般の法改正（令和2年4月1日施行）では、区市町村がその地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、学童クラブに従事する者及びその人数についても、同省令を参酌すべき基準（※1）となった。

（※1） 参酌すべき基準：区市町村がその地域の実情に応じて、国が定める基準と異なる内容を定めることができる。

従うべき基準：区市町村が定める条例の内容は、国が定める基準に必ず適合しなければならない。

2 区の対応

引き続き、学童クラブの安全・安心かつ円滑な運営を図る観点から、今般の法改正に基づく条例改正は行わず、学童クラブに従事する者及びその人数は、現行どおり（※2）とする。

（※2） 条例第11条に規定。別紙「参考資料2」を参照